

(その2)

		2条：企業立地促進区域 3条：避難解除区域等		免除申請書	付表1の施設等を設置する住所すべてを記入。
課税免除の要件	区分	企業立地促進区域 避難解除区域等	事業内容①	金属製品製造業	
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等の所在地②	福島市杉妻町2-16			付表1の施設等のうち、主要なものを記入。
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等の種類③	機械装置			
	新(増)設に係る企業立地施設等又は復興再生施設等を事業の用に供した年月日	○年 6月 20日			
	新(増)設に係る企業立地施設等又は	付表1の取得価額の合計		41,200,000	円
	価額の合計額④				

課税免除申請額⑤	事業年度	●年 11月 1日から ○年 10月 31日まで		申告区分	確定 ・ 修正				
		税率	福島県内分		左のうち課税免除等分		〔参考〕 差引納付額 (ア) - (イ) (ウ)		
			課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	第一号 所得金額	年400万円以下の金額	3.5 100	4,000,000	140,000	704,000	24,640	3,296,000	115,300
		年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3 100	4,000,000	212,000	704,000	37,312	3,296,000	174,600
		年800万円を超える金額又は 軽減税率不適用法人の金額	7 100	2,808,000	196,560	494,000	34,580	2,314,000	161,900
		計		10,808,000	548,560	1,902,000	96,532	8,906,000	451,800
	第二号 収入金額	付表2の「課税免除分」の課税標準額、税額を記入。 ただし、付表2を2枚以上添付する場合は、その合計額を記入。		課税標準額は(ア) - (イ)の額を記入。 税額は、上記課税標準額に税率を乗じて算出し、100円未満の端数は切り捨てる。					
	第三号 収入金額								
	合計			548,560		96,532		451,800	
前回までの計⑥									
差引額計(⑤-⑥)⑦									

上記の県税について、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例第 条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 ×× 月 ×× 日

申請者 所在地 福島市杉妻町2-16

法人の名称 福島県庁株式会社

代表者氏名 代表取締役 税務 太郎

(この申請に係る担当者の氏名) 経理課 税務 次郎

電話 024-521-7068

本社の所在地を記入してください。
また、申請内容について確認させていただく場合がありますので、ご担当者様の氏名・連絡先(電話番号)も記入してください。

添付書類

- 1 付表1 固定資産明細書
- 2 付表2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る企業立地施設等又は復興再生施設等全体の見取図（配置図を含む。）
- 5 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- 6 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第3項の規定に基づく認定書の写し（企業立地促進区域に係る申請に限る。）
- 7 その他参考となる書類

記載上の注意

- 1 「区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 ①欄は、区分欄が企業立地促進区域である場合のみ、認定された避難解除等区域復興再生推進事業実施計画における事業の名称を記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等の設置する住所を全て記載すること。
- 5 ③欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等の種類のうち、主要なものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
 - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
 - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額（それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）を記載すること。
- 8 ⑥⑦欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。